

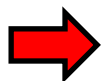
子育て ガイドブック

～令和6年度版～



大 江 町

こちらから「子育てガイド
ブック」をDLできます。
(大江町ホームページ)



こちらから「母子手帳アプ
リ（母子モ）」をDLでき
ます。(アプリストア画面)





はじめまして赤ちゃん

【 妊娠・出産・子育て 】

新しい生命の誕生は、期待と喜びでいっぱいですが不安もつきものです。

大江町では、そんな不安を解消するために、妊娠から出産、そして乳幼児期から就学前までの、育児を支援する様々なサポートがあります。

妊娠・出産・育児相談の総合窓口となる「子ども家庭センター」もその一環です。お気軽にご相談ください。

- 母子健康手帳等の交付・各種健診・育児相談等に関するお問い合わせ ○健康福祉課 保健衛生係 ☎62-2114
- 出生届等に関するお問い合わせ ○税務町民課 戸籍年金係 ☎62-2113
- 各種給付に関するお問い合わせ ○健康福祉課 子育て推進係 ☎84-6157

妊娠がわかったら

お問い合わせ

健康福祉課 保健衛生係

お医者さんで妊娠が確認されると、「**妊娠届出書**」が手渡されます。この妊娠届出書をお持ちになり、町の窓口で手続きをすると「**母子健康手帳**」が交付されます。母子健康手帳は、妊娠中のお母さんとこれから誕生するお子さんの健康の記録をつづっていくものですので、大切に使いましょう。

* 母子健康手帳の交付

- 日 時 毎月第1・3月曜日（休日の場合は翌日） 午前8時30分～午前11時30分
- 場 所 健康福祉課 保健衛生係

- ※ 都合がつかない場合は事前にご連絡ください。別日に変更可能です。
- ※ 交付時は30分～1時間程度時間がかかります。

《持ち物》

- ①妊娠届出書（医療機関からもらったものをご持参ください。）
- ②マイナンバーを確認できるもの
- ③マイナンバーカード・運転免許証 など本人確認ができるもの
- ④妊婦本人名義の通帳（出産・子育て応援交付金の申請をする場合に必要です）



* 交付時にもらうもの

・母子健康手帳

妊娠期の状態やお子さんの成長の様子、予防接種について記録する手帳です。健康診査や予防接種の際は必ず携帯しましょう。紛失しないようご注意ください。

※母国語が外国語の方には、希望により外国語版の母子健康手帳を交付しています。

・妊婦健康診査受診票

妊婦健康診査受診票（14回分）とHTLV-1抗体検査受診票、子宮頸がん検診（細胞診）受診票、性器クラミジア抗原検査受診票、超音波検査特定受診票（4回分）を交付しており、県内の医療機関で使用できます。妊娠中を健やかに過ごすために、定期的に妊婦健康診査を受けましょう。

・妊婦歯科健康診査受診票

妊婦の歯科疾病の早期発見、早期治療、また、生まれてくる赤ちゃんのため、妊婦歯科健診を受けましょう。

・新生児聴覚検査受検票

出産した医療機関で、入院中に行う新生児聴覚検査の受検票を交付しています。受検票を使用できない医療機関については、支払いが済んだ後に健康福祉課保健衛生係に申請することで、その費用の全額を助成します。詳しくは受検票をご覧ください。お子さんのために、ぜひ検査を受けましょう。

・その他

新生児出生連絡票（P3参照） マタニティキーホルダー 母子健康手帳副読本 など

* 妊娠に関する助成

・大江町妊婦健康診査費用等助成事業

妊娠中産科外来を受診し、自費で支払った妊婦健康診査等の費用を助成します。（一部対象外あり）

・妊産婦タクシー券交付事業

妊娠中期から産後4か月までに通院等で利用できるタクシー券（800円×40枚）を交付します

・出産・子育て応援事業

妊娠期から子育て期までを安心して過ごすことができるように、身近で相談に応じる「伴走型相談支援」と育児関連用品の購入など経済的支援として、出産・子育て応援給付金（妊娠時：5万円 出産時：5万円）を支給します。

・産後ケア事業

出産後、育児に不安のあるお母さんを支援するために助産師が母子のケアを行います。（一部自己負担あり）

お子さんが生まれたら

ご出産おめでとうございます。各種届出、手続きは期日内に忘れずに行いましょう。



手続き	持ち物	届出時期	届出人 申請者	届出先	その他
出生届	①出生証明書 ②母子健康手帳	出生日を含め 14 日以内	父または母	税務町民課 戸籍年金係	命名に使用できる字は常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナです。 お祝いとして紙オムツを 1 袋プレゼントします。
新生児出生連絡票	①新生児出生連絡票 ②母子健康手帳	生まれたら速やかに		健康福祉課 保健衛生係	お子さんの健診等の案内があります。
児童手当	①申請者の保険証 ② // ハンコ ③ // 通帳 など （p7 を参照）	出生日の翌日から 15 日以内		健康福祉課 子育て推進係	公務員の方は職場へ申請となります。 （詳細は p7 参照）
大江町誕生祝 すくすくベビー給付費	①申請者の通帳 ② // の本人確認書類	生まれたら速やかに			お祝いとして町から 10 万円（日本一くん商品券 5 万円、現金 5 万円）を支給します。
多胎児養育支援事業	①申請者の通帳				双子や三つ子が生まれた方への支援事業です。 （詳細は p8 参照）
こども医療証	お子さんの保険証	保険証ができ次第速やかに		税務町民課 国保医療係	詳細は p 9 参照
出産育児一時金	国民健康保険の方は、税務町民課国保医療係へ申請。 社会保険の方はお勤め先または保険証発行機関へ申請。				詳細は p8 参照

「パパ・ママ スクール」に参加してみませんか！

妊娠中の生活や赤ちゃんの人形を使ったお世話の仕方、赤ちゃんを迎えての生活等についてお話しします。お父さんの妊婦体験コーナーもあります。

特に、初めてお子さんを持つ方は、ぜひご参加ください。

- 会 場 大江町保健センター
- 持ち物 母子健康手帳

※日時等は、個別にご案内します。

助産施設について

経済的な理由等で入院・出産の費用を負担できないご家庭の妊産婦の方は、家庭状況、収入等に応じて指定された助産施設に入所して出産できる場合があります。

利用には事前相談が必要ですので詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

各種健診・予防接種等

◇ 乳幼児健康診査

お問い合わせ

健康福祉課 保健衛生係

下記の月齢で健康診査（集団健診）を行っております。

- 場 所 大江町保健センター
- 日 時 「大江町保健事業の日程」をご確認ください。なお、該当する方にはご案内を送付いたします。
《持ち物》 母子健康手帳、健康診査票、フェイスタオル、バスタオル など



《 各健診の内容 》

● 3・4 か月児健診

身体計測と小児科医師の診察があります。
また、保健師による育児相談、管理栄養士による栄養相談も行います。

● 1 歳 6 か月児健診

身体計測、内科健診、歯科健診のほか、希望者にはフッ素塗布を行います。同時に育児相談、栄養相談も行います。

● 9・10 か月児健診

身体計測と小児科医師の診察があります。
また、保健師による育児相談、管理栄養士による栄養相談も行います。

● 2 歳 6 か月児歯科健診

歯科健診、育児相談のほか、希望者にはフッ素塗布を行います。（身体計測、内科健診はありません。）

● お誕生教室（1 歳児歯科健診）

身体計測と歯科健診、育児相談等があります。
希望者にはフッ素塗布を行います。

● 3 歳児健診

身体計測、内科健診、歯科健診（希望者にフッ素塗布）のほか、尿検査、視力（屈折）検査等があります。
同時に育児相談、栄養相談も行います。

- ※ 受診できない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ※ 健診は体調の良い時に受けましょう。
- ※ 転入された場合は、母子健康手帳を持参のうえ健康福祉課でお手続きください。

◇ 定期予防接種（法律に基づいた接種）

「母子健康手帳」及び「予防接種と子どもの健康」を確認して、接種時期・間隔を守って接種しましょう。

- ① ヒブ ② 小児用肺炎球菌 ③ B 型肝炎 ④ 四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）
⑤ BCG ⑥ 麻しん風しん混合 ⑦ 水痘（水ぼうそう） ⑧ 日本脳炎 ⑨ 二種混合
⑩ ロタウイルス ⑪ HPV（子宮頸がん） ⑫ 五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ）

- 接種方法 希望する寒河江市・西村山郡予防接種指定医療機関で個別に接種してください。
（予防接種実施医療機関一覧をご覧ください。）
- 日 時 事前に医療機関に電話予約してから受診してください。

《持ち物》 母子健康手帳、予防接種予診票

- ※ 長期の里帰り出産など、県外や寒河江市・西村山地区以外での予防接種を希望する場合は、接種券が必要になりますので事前に健康福祉課にお電話ください。

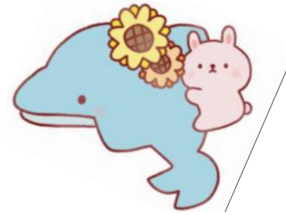
◇ 任意予防接種（法律に基づかない接種）

おたふくかぜ※・子どもインフルエンザ※等のワクチンがあります。それぞれの予防接種には接種時期等が決められていますので、かかりつけの医師と相談のうえ接種してください。

※印の各ワクチンには一部接種費用助成制度があります。

助成を受けるために必要な持ち物

- ① 予防接種を受けたことがわかる領収書
- ② 接種済証または接種日か記入された母子健康手帳など
- ③ 保護者名義の通帳



※ 接種を受けた日と同年度内に申請してください

【 おたふくかぜ 】

- 対象者 大江町に住所がある1歳～就学前（保育園・幼稚園の年長児）までのお子さん
- 助成額 3,000円（上限）／回（対象期間中1人2回まで）
- 申請方法 予防接種を受け、接種料金を医療機関に支払った後、上記のものを持参し申請してください。確認後、口座に振り込みます。

【 子どもインフルエンザ 】

- 対象者 大江町に住所がある0歳～高校3年生相当年齢
- 助成額 2,500円（上限）／回／年 ※13歳未満は2回まで、その他の方は1回のみ
- 申請方法 寒河江市・西村山郡内の指定医療機関の場合は、支払いの際に助成額分（2,500円に満たない場合にはその全額）を差し引いた金額を窓口でお支払いいただくこととなるため、申請は必要ありません。医療機関を利用される際に母子健康手帳をお持ちください。

※寒河江市・西村山郡の指定医療機関以外で接種した場合は、窓口で助成を受けられませんので接種後すみやかに上記の持ち物をもって健康福祉課で申請をしてください。

●●● こんな時は予防接種を受けることができません ●●●

- ・ 37.5度以上の発熱があるとき
- ・ 重い急性の病気にかかっているとき
- ・ 接種するワクチンの成分により、以前にアナフィラキシーを起こしたことが明らかなとき
- ・ 医師が診察し不適切と診断したとき



お父さん・お母さん、健康診断は受けていますか？

仕事・家事・子育てと忙しい毎日ですが、ご自分のためそしてお子さんのためにも、お父さん・お母さんの健康は欠かせません。大江町では、子育て世代の男性・女性を対象に各種の検診を行っています。町の検診ですので、それぞれ申込みが必要になります。

- ★ 子宮頸がん検診（問診・細胞診）・・・20歳以上の女性
- ★ 人間ドック ・・・30歳以上の男性・女性、学校や会社など他に受診機会のない16歳～29歳の男性・女性
- ★ 乳がん検診（マンモグラフィ） ・・・40歳以上の女性
- ★ 骨粗鬆症検診 ・・・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性
- ★ 歯周疾患検診 ・・・20・30・40・50・60・70歳（対象者には別途通知します。）

不妊でお悩みの方に対する助成制度があります

医療機関において不妊治療等を受けているご夫婦に、治療費の一部を助成します。（詳しくはお問い合わせください。）

お問い合わせ：健康福祉課 保健衛生係

育児相談・家庭訪問等

お問い合わせ

健康福祉課 保健衛生係

大江町では、子育てに関するさまざまな教室・相談を行っています。
また、電話でも随時相談を受付けていますので、お気軽にご参加・ご利用ください。



◇ 育児相談

内 容	対 象 者	会 場
乳幼児の発達・発育、授乳・離乳等について、育児相談を行っています。 日程については、「大江町保健事業の日程」等でご確認ください。 事前予約が必要です。	乳幼児を持つ保護者	保健センター

◇ すくすくこども相談

内 容	対 象 者	会 場
乳幼児の発達や育児について、臨床心理士による個別相談を行っています。日程については「大江町保健事業の日程」等でご確認ください。事前予約が必要です。	乳幼児を持つ保護者	保健センター

◇ 家庭訪問

名 称	内 容	対 象 者
赤ちゃん訪問	乳児がいるすべての家庭を町の保健師や母子保健コーディネーター（助産師）が訪問し、子育てに関する不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報をお届けします。	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭
ようこそ赤ちゃん 応援メッセージ ギフト事業	「赤ちゃん訪問」時にお祝いのメッセージカードと記念品をお渡しします。	生後 4 か月までの乳児
育児支援家庭訪問	上記「赤ちゃん訪問」等から育児支援が必要な家庭を対象に、町の保健師等が訪問し、育児に関する相談や助言を行います。	子育てに対して不安を抱える家庭

◇ その他

名 称	内 容	対 象 者
ブックスタート	3・4 か月、9・10 か月児健診時に絵本配布、読み聞かせをします。ぜひご自宅でお子さんと一緒に絵本を読んでみてください。	3・4 か月、9・10 か月児健診の受診児と保護者



子育て費用の負担を軽減

【 助 成 制 度 】

少子化の原因のひとつとして多くの方々が子育て費用の負担の大きさをあげています。大江町では、そのような負担を軽減するために、さまざまな助成を行っています。

- 経済的負担の助成に関するお問い合わせ ○健康福祉課 子育て推進係 ☎84-6157
- 医療費の助成に関するお問い合わせ ○税務町民課 国保医療係 ☎62-2291

経済的負担の助成

◇ 児童手当

お問い合わせ

健康福祉課 子育て推進係

児童手当は、**中学校 3 年生までのお子さんを養育している方**に支給されます。手当は申請した月の翌月から支給されます。（公務員の方は職場での申請になります。）

※令和 6 年 10 月以降は高校 3 年生までのお子さんを養育している方に支給

● 手当額（月額）

	令和 6 年 9 月まで	令和 6 年 10 月以降
出生～3 歳未満	15,000 円	15,000 円
3 歳～小学生	第 1・2 子 10,000 円 第 3 子以降 15,000 円	10,000 円
中学校	10,000 円	10,000 円
高校生	なし	10,000 円
所得制限	あり※	なし 全員支給対象

※ 令和 4 年 6 月の制度改正により、所得制限以上所得上限未満の所得の世帯は、支給対象の子ども 1 人につき一律 5,000 円（特例給付）が支給されます。ただし、所得上限以上の所得の世帯には支給されません。

● 支給時期

毎年 2 月、6 月、10 月に、それぞれ前の月までの分をまとめて支給します。

（令和 6 年 10 月以降は毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月に支給）

《申請方法》 以下の①～⑦を持って窓口で申請してください。

- ① 申請者の健康保険証（写しも可）
 - ② ハンコ（スタンプ印不可）
 - ③ 振込先の金融機関、口座名義や番号の確認できるもの（申請書名義の通帳等の写し）
 - ④ 養育している子どもと別居している方は、子どもの世帯全員・全部記載の住民票と別居監護申立書（⑥がある場合、住民票は不要です。）
 - ⑤ 課税情報の確認に係る同意書（申請者・配偶者）1 月 1 日当時、他の市町村に住所を有していた方は、所得状況を確認するために、当該市町村発行の「児童手当用課税（所得）証明書」が必要です。（⑤⑥がある場合、証明書は不要です。）
 - ⑥ 申請者および配偶者の個人番号カード等の個人番号が確認できる書類
 - ⑦ 本人確認書類（運転免許証等の身分証明書）
- その他、必要に応じて提出が必要な書類があります。ご注意ください。



* 児童手当を受給している方へ

次に該当する場合は、速やかに健康福祉課へ届け出てください。

1. 出生等により、養育する子どもの数が増減したとき
2. 氏名・住所に変更があったとき
3. 受給者が、町外や海外へ転出したとき
4. 生計中心者に変更があったとき
5. 結婚等で、子どもの養育者に変更があったとき
6. 養育する子どもと住所が別になったとき
7. 受給者が公務員になったとき
8. 受給者が亡くなったとき

※ 届出が遅れますと、一度受給された手当を返還していただく場合もあります。

* 現況届について

令和 4 年度から現況届の提出は原則不要となりました。

ただし、町から個別に提出の案内があった場合は提出が必要です。速やかにご提出ください。

学校給食費や保育料を滞納しながら、児童手当が子どもの健やかな成長と関係のない用途に用いられることは、法の趣旨に沿いません。児童手当の趣旨について十分にご理解ください。

◇ 大江町誕生祝すくすくベビー給付費

大江町では出生児の健やかな成長を願い、保護者に 10 万円（日本一くん商品券 5 万円分と現金 5 万円）を支給します。出生届の手続きが終わりましたら健康福祉課窓口で申請を行ってください。

◇ 多胎児養育支援事業

多胎児（双子や三つ子又はそれ以上の子をいう）を養育されている方に下記のような支援を行っています。

● 対象者

町内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方

- ① 多胎児（2 歳未満）を養育し、かつ、これと生計を同じくする父または母
- ② 父母に養育されず、又は父母と生計を同じくしない多胎児（2 歳未満）を養育し、かつ、その生計を維持する者

● 支援内容

- (1) 紙おむつ代金の一部として、2 歳未満の多胎児のうち第 2 子以降 1 人につき月額 3,000 円を支給します。
- (2) ミルク代金の一部として、1 歳未満の多胎児のうち第 2 子以降 1 人につき月額 7,000 円を支給します。

● 申請方法

- ・「多胎児養育支援費支給申請書」を健康福祉課窓口に提出してください。

● 支払方法等

- ・ 誕生した日が属する月の翌月から支給を開始します。
- ・ 紙おむつ代は満 2 歳の、ミルク代は満 1 歳の誕生日の属する月まで支給します。
- ・ 転入者へは転入した日の属する月の翌月から支給します。
- ・ 転出者へは転出した日の属する月まで支給します。
- ・ 毎年 8 月（4 月～7 月分）、12 月（8 月～11 月）、4 月（12 月～3 月分）にそれぞれ支払います。



医療費の助成

◇ 出産育児一時金

お問い合わせ

税務町民課 国保医療係

国民健康保険の加入者がお子さんを出産したとき、50 万円が支給されます。

妊娠 12 週（85 日）以降であれば、死産、流産でも支給されます。（妊娠 22 週未満の場合は、48.8 万円となります。）

注）会社を退職後 6 ヶ月以内に産したときは、以前に加入していた健康保険から出産一時金が支給されます。ただし、加入期間が 1 年以上の場合に限ります。該当される方は以前に加入されていた健康保険にご確認ください。

- 受取方法 直接支払制度（または受取代理制度）を利用することで、医療機関等へ出産費用を全額支払う必要がなくなりました。制度の利用を希望される方は、出産予定の医療機関等へご相談ください。出産費用が出産育児一時金相当額（50 万円、産科医療補償制度対象外の医療機関等の場合は 48.8 万円）を下回った場合については差額分の出産育児一時金が支給されます。

◎ 50 万円を下回った場合、申請に必要なもの

- ① 保険証
- ② 世帯主のハンコ（スタンプ印不可）
- ③ 銀行の預金通帳または口座番号の控え
- ④ 医療機関等で発行される出産費用を証明する書類、医療機関等で交わす合意文書

※ 出産育児一時金の受け取りには、他に「受領委任制度」や、出産前に出産資金を借り入れることができる「出産費資金貸付制度」もあります。

○ 社会保険加入の場合のお問い合わせ：お勤め先か保険証発行機関へ

◇ こども医療証

お問い合わせ

税務町民課 国保医療係

大江町では子どもたちのすこやかな育成と子どもを産み育てやすい環境づくりを目指し、高校生までの医療費を助成（無料化）しています。医療機関の窓口で保険証と医療証を提示することで、窓口での負担が軽減されます。

● 助成の内容

- 大江町に住所がある0歳～高校3年生相当の方
（又は高校生等の方で進学のために町外に住所があるが、町内の保護者に扶養されている方）
- 保険適用分の医療費の自己負担分（未就学児は医療費の2割、小学生以上は医療費の3割）を助成します。
ただし、入院時の食事代と保険適用外（差額ベット代や予防接種等）は対象になりません。

● 申請方法

税務町民課に申請し、医療証の交付を受けてください。

※ 小学4年生以上については、外来用と入院用の医療証が異なります。

《持ち物》 お子さんの保険証

※ 小学4年生以上で入院用の医療証を申請する場合は、保険証発行機関に「限度額適用認定証」もあわせて申請してください。

※ 場合によっては、扶養している方の所得及び所得税のわかるものが必要です。

【注意】 ・住所・氏名・健康保険証等が変わった場合は手続きが必要です。
・大江町から転出する場合は、医療証を返却してください。

● 医療証の使用について

- ① 受診する際に、必ず保険証と医療証を一緒に医療機関の窓口で提示してください。
- ② 県外での受診など医療機関で医療証が使えない場合は、いったん自己負担分を支払い、後日税務町民課に申請してください。

《持ち物》 ① お子さんの保険証 ② 領収証・診療明細書 ③ こども医療証
④ 預金通帳等振込先がわかるもの

未熟児養育事業



◇ 養育医療

お問い合わせ

健康福祉課 保健衛生係

出生時体重 2,000g 以下等の乳児について、医師が入院養育を必要と認めた場合、町が入院養育に必要な医療の給付を行う制度です。指定された医療機関での治療が対象となります。

● 対象者

大江町に住所があり、次の①②いずれかの症状等を有しているため、指定養育医療機関（P10 参照）で入院養育を受ける必要があると医師が認めた乳児です。

- ① 出生時体重が 2,000g 以下のもの
- ② 身体の発育が未熟なまま出生し、生活力が特に弱いもの（運動不安・痙攣がある、体温が 34℃ 以下、強度のチアノーゼが続く、強度の黄疸がある、など）

● 支援内容

- 指定養育医療機関における入院医療費のうち、医療保険適用後の自己負担額及び入院時食事療養費の自己負担額が養育医療の対象です。
- この養育医療の対象になると、指定養育医療機関窓口での入院医療費の支払いがなくなりますが、世帯の所得税額等に応じた入院費用等の一部を、後日、町に納入していただくことになります。

※ 養育医療の自己負担額の一部については、町が別に行う「子育て支援医療」の給付額を充てることができます。

- ### ● 申請方法
- 給付を受けるためには、下記の書類を健康福祉課へ提出してください。審査により「養育医療券」が交付されますので、指定医療機関の窓口で提示してください。

《提出書類》 ① 養育医療給付申請書 ② 養育医療意見書（指定養育医療機関の医師が記入します）
③ 世帯調査 ※世帯の状況によっては、源泉徴収票等が必要な場合があります。

《持ち物》 ① お子さんの健康保険証
② 健康保険が発行する「限度額適用認定証」（医療保険者への申請が必要です）
③ 子ども医療証（税務町民課 国保医療係への申請が必要です）
④ ハンコ（スタンプ印不可）
⑤ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
⑥ 本人確認書類（運転免許証等の身分証明書）

◎ 指定養育医療機関（県内）

	医療機関名	所在地
1	山形大学医学部附属病院	山形市飯田西二丁目 2-2
2	県立中央病院	山形市青柳 1800
3	山形市立病院済生館	山形市七日町一丁目 3-26
4	済生会山形済生病院	山形市沖町 79-1
5	篠田総合病院	山形市桜町 2-68
6	県立河北病院	河北町谷地字月山堂 111
7	北村山公立病院	東根市温泉町 2-15-1
8	県立新庄病院	新庄市若葉町 12-55
9	公立置賜総合病院	川西町大字西大塚 2000
10	米沢市立病院	米沢市相生町 6-36
11	日本海総合病院	酒田市あきほ町 30
12	鶴岡市立荘内病院	鶴岡市泉町 4-20
13	鶴岡協立病院	鶴岡市文園町 9-34
14	産婦人科・小児科 三井病院	鶴岡市美咲町 28-1

◇ 未熟児訪問指導

町では、赤ちゃんが生まれてからご自宅に戻られた後に、保健師等による「赤ちゃん訪問」を行っています。赤ちゃんの体重測定・育児相談等をとおして、医療機関とも連携しながら、赤ちゃんとお母さんの支援をさせていただきます。赤ちゃんが小さく生まれた分、さまざまな心配もあるかと思いますが、体重の増え等の発育・発達、授乳について、予防接種について…など、どのようなことでもご相談ください。



その他の各種助成・支援金・給付金等

■ 保育・教育に関する助成

- ◇ のびのびこども保育料完全無償化補助事業（P19 参照）
- ◇ 保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業（P19 参照）
- ◇ すこやか保育事業（P19 参照）
- ◇ 私立幼稚園通園バス補助金（P19 参照）
- ◇ 幼児給食費支援事業（P20 参照）
- ◇ 学校給食費支援事業（P20 参照）
- ◇ 移住支援制服等購入補助金（P20 参照）
- ◇ 放課後児童クラブ利用料補助事業（P23 参照）
- ◇ 就学援助制度（P21 参照）
- ◇ かがやく高校生応援給付金（P29 参照）

■ 母子・父子家庭に対する助成

- ◇ ひとり親家庭等入学・卒業祝金（P24 参照）
- ◇ 安心子育て支援事業（P24 参照）
- ◇ ひとり親家庭等医療証（P26 参照）
- ◇ 児童扶養手当（P25 参照）

■ 障がいに関する助成

- ◇ 特別児童扶養手当（P27 参照）
- ◇ 特別支援教育就学奨励費（P27 参照）
- ◇ 重度心身障がい（児）者医療証（P28 参照）



楽しく仲間づくりしませんか

【 親子のつどい 】

子育て中は不安やストレスがたまりがち。でも、近所に悩みを相談したり、情報交換をする仲間がいない…。そんなことはありませんか。

町内には、子育て中の方が同じく子育て中の方々とおしゃべりをしたり、専門スタッフに相談したりできる交流の場があります。

子育て支援センター「ぱれっと」

お問い合わせ

子育て支援センター「ぱれっと」 ☎85-0433

親子や孫とのふれあいと交流の場として「ぱれっと」内を一般開放しているほか、いろいろな楽しい催しを行っています。お茶や調乳用のお湯も用意していますので、ぜひご利用ください。

- 開設場所 大江町大字本郷丙 1338-1（にじいろ保育園に隣接）
- 開館日 火曜日～日曜日（毎週月曜日・第2日曜日・年末年始は休館）
- 利用時間 9:30～17:00
- 利用方法 利用は無料です。（季節のイベントや講座等一部有料、事前申込が必要な場合もあります。）

◇ すこやか相談（育児相談）

子育て経験豊かなスタッフにどんなことでも気軽に相談してください。

- 開催日 毎月第3金曜日
- 時間 10:00～11:30

◇ 身体計測

子育てひろば内で、希望する方の身長・体重の計測を行います。（0歳からの計測ができます。）

- 開催日 毎月 第2木曜日
- 時間 10:30～11:00

◇ 毎月のイベント

「おもしろいな」
手作りおもちゃなど親子で工作をします。

「ママカフェ」

お茶を飲みながら、ママ同士楽しく情報交換する場です。（ママ以外の方もお気軽にどうぞ）

「お誕生会」

月1回、みんなでお誕生のお祝いをします。

◇ 季節のイベント

- ・夏祭り会
- ・運動会
- ・クリスマスお楽しみ会
- ・プールあそび
- ・だんご木飾り
- ・ひな祭りお茶会

◇ 子育て応援訪問事業

町内に住む、保育園・幼稚園等に入園していないお子さんを対象に子育て支援センター職員がご家庭を訪問し、子育ての悩みを中心にパパ・ママ等の悩みをお聞きます。

《子育て支援センターの様子》



その他、「ベビーマッサージ」「リトミック教室」等いろいろなイベントを企画していますので、毎月発行の「ぱれっとだより」をご覧ください！（町HPからもご覧いただけます。）



どなたでも利用できる預かり等のサービス

幼稚園や保育園に入所していないお子さんでも、保護者の急な用事等の際にご利用いただけるサービスを紹介します。
安心子育て支援事業(P24)により、一部利用料が還付になることもありますので、あわせてご覧ください。

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となり、その会員相互により子育ての援助活動を行っています。

◆ 次のような時に利用していただけます。

- ・ 保育園、幼稚園等の開始時間前や帰宅後の預かり
- ・ 保護者の私的事由による子どもの預かり
- ・ 保育施設等が休みのときの預かり など

◆ 会員になれる方

◇ 依頼会員（援助を受けたい方）

- ・ 大江町に居住または勤務する、生後6か月から小学6年生までの保護者

◇ 協力会員（援助を行いたい方）

- ・ 大江町に居住している方

◇ 両方会員（依頼・協力会員の両方を利用したい方）

- ・ 大江町に居住または勤務する、生後6か月から小学6年生までの保護者

※ 協力会員には講習を受講していただきます。

※ 入会は無料ですが、入会手続きがあります。

大江町ファミリー・サポート・センター

（子育て支援センター「ぱれっと」内 ☎85-0433）

開設時間 9:30～17:00

（休館日：月曜日・第2日曜日・年末年始）

◆ 利用料金（1時間あたり）

時 間		利用料金
昼間 7:00～19:00	平日	500円
	土日祝	600円
早朝 6:00～7:00	平日	600円
夜間 19:00～21:00	平日	600円
	土日祝	800円

※ 他の条件による料金については、お問い合わせください。

＜ 活動の流れ ＞

① 援助を依頼したい会員は、ファミリー・サポート・センターに連絡し会員登録をします。

② ファミリー・サポート・センターで協力会員をコーディネートし、援助の依頼をします。

③ 援助してくれる協力会員が決定したら依頼会員に連絡します。

④ 依頼会員・協力会員の両会員による事前打ち合わせ後、援助を行います。

⑤ 援助終了後、依頼会員から協力会員に活動報酬を支払います。



一時保育

お問い合わせ

健康福祉課 子育て推進係

保護者が私用・傷病・冠婚葬祭への出席等の理由により、一時的に家庭で保育できない幼児を保育する制度です。

- 対象者 3か月～就学前の、保育所幼稚園等に在籍していない児童で保護者が次のような場合に利用できます

1) パート就労や通学などによって家庭での保育が困難な場合（週3回、1カ月最大12回）

2) 病気や出産など家庭での保育が一時的に困難な場合（連続14日間可能）

3) 育児に伴う心理的、肉体的負担を解消する必要がある場合

- 実施場所 民間立 あゆみこども園（☎62-3220）

- 保育時間 8:30～16:30 土・日・祝日の利用はできません

- 利用料（詳しくはあゆみこども園へ直接ご確認ください）

大江町民の場合

年 齢	1時間利用	8時間利用
0歳児	750円	4,800円
1・2歳児	650円	4,160円

※上記の料金の他にチケットを購入して利用もできます

※利用料金に給食代とおやつ代は含んでおりません

- 利用手続

利用1週間前までにあゆみこども園にお申し込みください。

子育て短期支援事業

お問い合わせ

健康福祉課 子育て推進係

仕事等の事情で子どもの養育が一時的に困難になった場合に、施設でお子さんをお預かりする事業です。保護者の育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合にも、ご利用いただけます。

◇ ショートステイ

宿泊を伴う場合の短期間の預かり支援です。

- 利用期間 最長 6 泊まで利用可能
- 利用時間 入所日の 8:30 から、退所日の 17:00 まで
- 利用料金

年 齢	利用者区分	1 泊あたり
2 歳未満	町民税非課税世帯	1,070 円
	その他の世帯	5,350 円
3 歳以上	町民税非課税世帯	600 円
	その他の世帯	3,000 円
移送費 ※3歳以上のみ	町民税非課税世帯	200 円
	その他の世帯	1,000 円



実施施設

2歳未満 (ショートステイのみ)

乳児院 はやぶさ

〒990-0021

山形市小白川町 2-3-1

(TEL) 023-616-5080

(FAX) 023-616-5081

◇ トワイライトステイ (3 歳以上～)

宿泊を伴わない、夜間の預かり支援です。

- 利用時間 17:00～22:00 (休日は 8:30 から利用可)
- 利用料金

	利用者区分	1 日あたり
基本分 (平日預かり)	町民税非課税世帯	250 円
	その他の世帯	1,250 円
休日預かり	町民税非課税世帯	500 円
	その他の世帯	2,500 円
移送費	町民税非課税世帯	200 円
	その他の世帯	1,000 円

3歳以上～

児童養護施設 寒河江学園

〒991-0002

寒河江市字下河原 224-1

(TEL) 0237-84-2853

(FAX) 0237-83-0355

◆ その他

- ・利用を希望される場合は、事前にご相談ください。施設の状況やお子さんの健康状態等により、お預かりできない場合もございますのでご了承ください。
- ・利用の際の利用料は、支援の種類や利用者の区分に応じてお支払いいただきます。

◆ 申請方法

申請書は健康福祉課子育て推進係にあります。マイナンバーカードなどの本人確認書類をお持ちの上、所定の事項を記入して提出してください。



産前・産後の働き方について

女性が妊娠中や出産後に働く場合、次の制度が適用されます。

◇ 労働基準法に定められた制度

お問い合わせ：山形労働基準監督署 ☎023-624-6211

* 業務内容や労働時間に関する制度

- ・ 妊産婦（妊娠中及び産後 1 年を経過しない女性）については、母体や胎児を保護するため、重量物を取り扱う等の危険または有害な業務への就業が制限されています。
- ・ 妊娠中の女性は事業主に請求することにより、軽易な業務に転換できることとなっています。
- ・ 事業主は妊産婦が請求した場合、時間外労働、休日労働、深夜労働をさせてはいけないうこととなっています。
- ・ 出産後、お子さんが 1 歳未満の間は、事業主に請求することにより 1 日 2 回少なくともそれぞれ 30 分の育児時間を取ることができます。

* 産前・産後の休業

- ・ 事業主に請求することにより、産前 6 週間（多胎の場合は 14 週間）の休業を取ることができます。
- ・ 産後 8 週間は法律により就業が禁止されています。（ただし、産後 6 週間を経過後、医師が認めた業務については本人の請求により就業することができます。）

◇ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に定められた制度

お問い合わせ：山形労働局雇用環境・均等室 ☎023-624-8228

* 妊娠中と出産後の母性健康管理に関する措置

- ・ 妊産婦は母子保健法の規定（右表参照）による保健指導または健康診査を受ける時間が必要な場合は、会社に申請することができます。（有給か無給かは会社の定めによります。）
- ・ 妊産婦は、上記の保健指導または健康診査等の結果、勤務時間の変更や勤務の軽減等の指導を受けた場合は、会社に申し出て措置を講じてもらうことができますことになっています。

産前	妊娠 23 週まで	4 週間に 1 回
	妊娠 24 週から 35 週まで	2 週間に 1 回
	妊娠 36 週から出産まで	1 週間に 1 回 （ただし医師や助産師の指示を受けたときは、その指示された回数）
産後	医師や助産師からの指示により必要な時間	

* 育児休業・勤務時間短縮等の措置

- ・ 出産後お子さんが 1 歳に達するまで（保育所に入れない等の一定の場合には最長 2 年まで、父母ともに育児休業を取得する場合には子が 1 歳 2 か月まで）の間、事業主に申し出ることにより、父親、母親のいずれでも育児休業を取得することができます。
また、有期労働契約（パート、契約社員など）の方は育児休業の申し出時点で、「お子さんが 1 歳 6 か月（2 歳までの育児休業の場合は 2 歳）に達する日までに、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかではない」場合に、育児休業を取得することができます。
- ・ 小学校入学前のお子さんを養育する方は、事業主に申し出ることにより、小学校就学前の子が 1 人の場合は年 5 日まで、2 人以上の場合は年 10 日まで、病気・けがをした子の看護等のために休暇を取ることができます（父親も可）
- ・ 小学校入学前のお子さんを養育する方は、時間外労働の制限及び深夜業の制限を請求することができます（父親も可）
- ・ 3 歳に満たないお子さんを養育する方は、所定外労働の免除を請求することができます（父親も可）。
- ・ 3 歳に満たないお子さんを養育する方は、義務化された 1 日の労働時間を 6 時間とする短時間勤務の措置の実施により、短時間勤務を申し出ることができます（父親も可）。
- ・ 令和 4 年 4 月から、改正育児・介護休業法が施行され、企業規模を問わず、企業側に男性育休取得に向けた取組が求められています。

◇ 育児休業を取得される方への支援制度

* 育児休業給付金

お問い合わせ：ハローワーク寒河江 ☎023-86-4221

育児休業を取得されて一定の要件を満たした場合、雇用保険から賃金の 67% 相当額の給付金が支給される制度です。

区 分	育児休業給付金
受給資格	1 歳未満の子（父母ともに育児休業を取得し、一定の要件を満たす場合は、1 歳 2 か月に満たない子、一定の事情がある場合は 1 歳 6 か月又は 2 歳に満たない子）を養育するために育児休業を取得する雇用保険の被保険者。
支給時期	育児休業を取得している期間
支給額	休業開始時賃金日額×支給日数の 67%（育児休業開始後 181 日目からは 50%）相当額



お子さんの保育、集団生活、幼児教育をお考えの方へ

【 幼児教育・保育施設 】

小学校に入る前の年齢のお子さんが利用できる入所施設は、大江町では「幼稚園」「保育所」に分類されます。

それぞれ、対象児童、利用方法、利用時間、料金等が異なりますので、ライフスタイルやお子さんの年齢・状況にあわせて施設を選びましょう。

各施設の位置づけと特徴（大江町内）

		民間立保育所	町立保育所	私立幼稚園
名 称		あゆみこども園	にじいろ保育園	大江幼稚園
住 所		藤田 402-4	本郷丙 1338-1	左沢 461
設置主体		社会福祉法人 あゆみ会	大江町	学校法人 医王寺学園
運営者		社会福祉法人 あゆみ会	社会福祉法人 峻嶺会	学校法人 医王寺学園
利用定員		30名	80名	60名
対象年齢 及び 入所要件		0歳～2歳児	満1歳～就学前	満3歳～就学前
開所時間		平日：7:00～19:00（18:00～ 延長保育料あり・条件により還付あり） 土曜日：7:00～18:00		平日：8:00～18:30 （15:30～ 預かり保育料ありますが、条件により還付あり） 土曜日：第1・3・5の8:00～12:00
休 日		日曜日・祝日 年末年始		第2・4土曜日、日曜日、祝日 春休み、夏休み、年末年始 〔春休み夏休み中は 春期・夏期教室あり〕
給 食	3歳未満児	完全給食	完全給食	
	3歳以上児		おかず給食（ご飯持参）	
就園方法		入所希望は町への申し込みになります。ただし、 ・保育所へ入所できる基準に該当しないために入所が認められない場合 ・希望者が多数いるため希望する保育所へ入所できない場合 ・保育所へ入所できる基準の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。		幼稚園と保護者との直接契約
保育料等		無 料 行事費などは保護者の負担になります。		満3歳以上の保育料は無料です。 満3歳到達までの期間は補助事業によりほとんどの場合返金されます。 学用品・行事費などは保護者負担になります。
お問い合わせ 先		入所相談：大江町健康福祉課 子育て推進係 ☎84-6157 園生活など：各施設の運営者に直接問い合わせ 社会福祉法人 あゆみ会 ☎62-3220 社会福祉法人 峻嶺会 ☎62-2833		学校法人 医王寺学園 大江幼稚園 ☎62-2247



ご家庭で保育することができないお子さんをお預かりします

【 保育所 】

保育所（認可保育所）は、保護者の仕事や病気、家族の介護等のため、家庭で保育することができない場合に、保護者に代わって就学前の乳幼児を保育する児童福祉施設です。
大江町には町立保育所（にじいろ保育園）、民間立保育所（あゆみこども園）が各 1 か所あり、保育所への入所・保育料の決定は、町立・民間立を問わず全て町が行っています。

■ 保育所に関するお問い合わせ ○健康福祉課 子育て推進係 ☎84-6157

☆☆ 保育所とは

管 轄	厚生労働省
目 的	家庭において保育できない（保育に欠ける）乳幼児を、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。
対象年齢	（にじいろ保育園）満 1 歳児 ～ 就学前 （あゆみこども園） 0 歳 ～ 2 歳児 ※原則、0 歳～2 歳児までは、あゆみこども園へのご案内となります

保育所の 1 日

（平均的な時間です）

7:00	保育開始
8:30	登園
	自由活動
10:00	クラス活動・課題活動
11:30	昼食
16:00	降園
～19:00	延長保育



◇ 入所できる児童

保育所へ入所できる児童は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）及び同居する親族等（以下保護者等）が次のいずれかの事情にある場合です。

- ①就労：保護者等がフルタイムやパート等の仕事のため、その児童の保育を必要とする場合
- ②疾病または障害等：保護者等が病気療養中、もしくは負傷または心身に障害がある場合
- ③病人の介護等：家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がおり、常時看（介）護にあたっておりその児童の保育を必要とする場合
- ④母親の出産等：母親が出産の前後のため、その児童の保育を必要とする場合
- ⑤家庭の災害：保護者が火災や、風水害や、地震等の災害のために、その復旧の間、児童の保育を必要とする場合
- ⑥求職活動・就学：起業準備や職業訓練校等における職業訓練を含み、児童の保育を必要とする場合
- ⑦虐待やDVのおそれがあること
- ⑧育児休暇：育児休暇取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- ⑨そ の 他：特別な事由がある場合

利用定員を上回る多数の方から申込みがあった場合は、保育の必要性の高い方から入所決定をしています。

◇ 保育料について

大江町では、子育て世帯を応援する趣旨から、令和5年4月より全園児の保育料無料です。



◇ 園生活 1 日の日程

時 刻	未満児（1・2 歳児）
7:00	◎ 早朝保育 （申請書提出により）
8:30	◎ 登 園 （通園バス：2 歳児以上） ◎ 保育案等に基づく保育 （自由保育、クラスごとの保育、一斉保育）
9:20	◎ おやつ
11:15	◎ 給 食
12:00	◎ お昼寝準備 （紙芝居や絵本等を読んでもらう）
12:30	◎ お昼寝
14:30	◎ お昼寝終了
15:00	◎ おやつ、帰りの準備
16:00	◎ 降 園（通園バス：2 歳児以上）
16:30	◎延長保育（申請書提出により） （友達や保育者と一緒に遊ぶ）
19:00	◎ 全員降園

時 刻	以上児（3・4・5 歳児）
7:00	◎ 早朝保育 （申請書提出により）
8:30	◎ 登 園 （通園バス） ◎ 保育案等に基づく保育 （自由保育、クラスごとの保育、一斉保育）
11:30	◎ 給 食
12:30	◎ お昼寝準備（紙芝居や絵本等を読んでもらう） ◎ お昼寝
14:30	◎ お昼寝終了
15:00	◎ おやつ、帰りの準備
16:00	◎ 降 園（通園バス）
16:30	◎延長保育（申請書提出により） （友達や保育者と一緒に遊ぶ）
19:00	◎ 全員降園

子どもが成長するうえで、遊びはとても大切です！

- ★ 自 由 遊 び… 自分から遊びを見つけたり、友だちと関わったりしながら、一人で遊ぶ楽しさや友だちと共有し合う喜びを体験します。
- ★ ク ラ ス 保 育… 各年齢の発達にあわせた遊びを提供しながら保育を進めています。
- ★ 一 斉 保 育… 園全体で取り組む行事等の時に行います。
異年齢児のかかわりを考慮した保育内容になります。

子どもの遊びが楽しく安全に展開でき、子どもが喜んで参加できるよう配慮します。

延 長 保 育

大江町では、すべての保育所で延長保育（早朝 7 時～、降園後～19 時まで）を実施しています。

午後 6 時以降の延長保育は、おやつ代として 1 日あたり 100 円の利用料がかかります。（令和 6 年 4 月より町独自に延長保育支援事業を創設しました。月額 2,000 円を上限に補助します。詳しくは健康福祉課子育て推進係までお問い合わせください。）



楽しく幼児教育

【 幼 稚 園 】

幼稚園は学校教育法で定められた幼児のための学校です。集団生活を体験し、遊びを通して社会生活のルールや道徳、思いやり等をはぐくみます。町内には私立幼稚園（大江幼稚園）が1か所あり、創立者が自らの教育理念に基づいて特色のある教育を行っています。

- 私立幼稚園に関するお問い合わせ ○健康福祉課 子育て推進係 ☎84-6157
（町外の旧制度幼稚園については ○教育委員会（教育文化課 学校教育係） ☎62-2270）
- 保育・教育に関わる助成に関するお問い合わせ ○健康福祉課 子育て推進係 ☎84-6157

★ ★ 幼稚園とは

管 轄	文部科学省
目 的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校です。
入園対象児	満3歳以上から就学前の幼児

◇ 園生活1日の日程 ※大江幼稚園の例

	8:00	9:30	10:30	12:00	13:00	14:30	15:00	18:30
	自由遊び	朝の会	クラス活動	給食	クラス活動	お帰りの会	預かり教室	
登 園	園庭や遊戯室で様々な遊びを展開します。	全員が遊戯室に集まり、園歌を歌い、ゲーム等をして、一日が始まります。	音楽遊び・図画工作・リズム体操・数的遊び・和太鼓・英語・創作活動・園外活動等	手を合わせて、感謝をし、残さず、こぼさず、よく噛んで、行儀よくいただきます。	友達との関わりの中から、様々なことを学びます。（読み聞かせ、うた）	一日、無事に過ごしたことに感謝し、また明日、元気に登園します。	降 園	預かり教室 楽しみのおやつを食べ、まだまだ元気いっぱいです。
								全 員 降 園

預 かり 教 室※大江幼稚園

大江幼稚園では、15時30分～18時30分まで預かり教室（預かり保育）を実施しています。利用料は1日あたり450円です

満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した園児で、家庭において保育を受けることが困難な保護者は、新2号認定を受けることで利用料は全額返還となります。

満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある園児については、保育の必要性がありかつ町民税非課税世帯に限り新3号認定を受け全額還付となります。認定には保育の必要性の証明（就労証明書の提出等）が必要となります。

申請先：大江幼稚園



◇ のびのびこども保育料完全無償化補助事業

保育料の完全無償化を目指し、認可外保育所や幼稚園の2歳児預かりの園児等、保育料が発生している世帯で、他の事業（例：保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業、すこやか保育事業等）と重複していない部分について、保育料を補助し子どもが伸び伸びと成長する手助けとなるよう支援する事業です。

● 対象者

町内に住所を有する方で、保育料を負担しかつ他の事業の補助を受けていない、または補助対象外の保育料を負担している保護者

● 補助額

月ごとに、他の事業で補助されていない実質保育料と補助基準額 48,000 円を比較し低い方を補助

● 申請方法

健康福祉課にて申請いただく必要があります。

◇ 保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業

国では3～5歳児の保育料の無償化が令和元年10月から行われています。

山形県では、令和3年度から0～2歳の保育料も、所得の低い方から段階的に保育料無償化を進めています。大江町では県の事業を受け、保育所については保育料無料としています。その他の保育料について所得要件等に該当する方の保育料補助を行っております。

● 対象者（下の①、②の両方に該当する方）

①町内に住所を有し、幼稚園、認定こども園、認可外保育所等を利用する児童の保護者

②市町村民税所得割課税額（両親ともいる場合は父母両方の合算）が97,000円未満世帯の、児童の保護者

※幼稚園・認可外保育所等利用児童は、父母ともに就労等の「保育の必要性」も要件となります。

● 補助額

対象施設ごとに補助基準額がありますので、詳しくはお問い合わせください。

● 申請方法

保育所の児童は最初から0円で保育料が算定されますので、申請の必要はありません。

幼稚園・認可外保育所等の児童は、補助金として償還払い（保護者が施設に保育料を払ったあと、町から保護者へ補助）しますので、健康福祉課にて申請いただく必要があります。

◇ すこやか保育事業（認可外保育所に通う方への補助）

認可外保育所に入所する児童を持つ保護者の経済的負担の軽減を図るため、同一世帯から2人以上の児童が認可外保育所及び認可保育所・幼稚園に入所している場合、認可外保育所に入所するお子さんの保育料の一部または全額を補助します。

● 対象者（町内に住所を有し、下の①、②のいずれかに該当する方）

① 同一世帯から認可外保育所に同時に2人以上児童を入所させている保護者

② 同一世帯から認可外保育所と認可保育所や幼稚園等に2名以上児童を入所させている保護者

● 補助額

同時入所する児童2人目以降の保育料の半額を補助します。※上限あり

● 申請方法

健康福祉課にて申請いただく必要があります。



◇ 私立幼稚園通園バス補助

私立幼稚園（町外含む）の通園バスを利用している保護者へ利用料を補助します。

● 対象者

町内に住所を有する方で、幼稚園バスを利用する園児の保護者。

● 補助額

通園に要するバス利用料について、月額3,000円を上限に補助します。

● 申請方法

健康福祉課にて申請いただく必要があります。（在園する園に一度お問い合わせください。）

◇ 幼児給食費支援事業

3歳児クラス以上（幼稚園は満3歳から）の幼稚園・保育園等の副食費（おかず代・おやつ代等）を補助します。

● 対象者

満3歳以上教育・保育給付認定を受けた子ども及び施設等利用給付認定子どもの保護者であって、町内に住所を有する方。

（※）町外の幼稚園・保育所等を利用して上記5つの助成事業のいずれかに該当すると思われる方は、健康福祉課までお申し出ください。

◇ 学校給食費支援事業

お問い合わせ

教育文化課 学校教育係

子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境整備を図るため、学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担する学校給食費を全額支援します。

● 対象者

小学生及び中学生

◇ 移住支援制服等購入補助金

お問い合わせ

地域振興課 移住定住推進室地域交流係

大江町に移住したことで、通う学校や保育園等が変わり、制服や学校等指定物品を買いなおす費用に補助しています。

● 対象者

移住にともない、大江町内の小中学校等へ転校等した児童等の保護者

● 支給内容

学校等名	補助金額	保育園等名	補助金額
大江中学校 男子	67,000	にじいろ保育園 1歳児	2,000
大江中学校 女子	64,000	にじいろ保育園 2歳児	4,000
楯岡特別支援学校大江校 男子	54,000	にじいろ保育園 3歳児（年少）	8,000
楯岡特別支援学校大江校 女子	55,000	にじいろ保育園 4歳児（年中）	8,000
左沢小学校	32,000	にじいろ保育園 5歳児（年長）	9,000
本郷東小学校	31,000	あゆみこども園	3,000
楯岡特別支援学校寒河江校（小学部）	16,000	大江幼稚園	34,000





入学前から計画的に

【 小学校への準備 】

小学校入学も間近になると、それまで幼かったわが子もちょっぴり大人に見えます。学用品やランドセルをそろえたり、いろいろと準備も大変ですが、入学までの流れを事前に頭に入れておくことで準備にも余裕がもてるのではないのでしょうか。

■ 就学時健診・入学手続き・指定校の変更・就学援助に関するお問い合わせ

○教育委員会（教育文化課 学校教育係） ☎62-2270

入学までの流れ

※教育委員会：大江町大字本郷丁 373-1
（大江町中央公民館内）

入学前年の
9～10月頃

就学時健康診断

来春小学校に入学する児童を対象に行います。該当するお子さんは必ず受けるようにしましょう。

- 受診会場 大江町中央公民館
- 受診案内 教育委員会から各家庭に郵送されます。

※案内が届かない、指定された日時に受診できない等のご相談は教育文化課学校教育係までお問合せください。

入学年の
1月末日まで

入学通知書の郵送

1月末日までに入学指定通知書を各家庭に郵送します。「入学指定校」は、1月上旬時点の住民票に基づいて作成します。

1月上旬以前に就学校指定変更申立が認められた場合、あらかじめ変更後の指定校で発送します。

※ 郵送後に町内で転居された場合や就学校指定校変更が認められた場合は、「入学通知書」を再送付します。

- ・大江町へ転入
- ・大江町から転出
- ・就学校の変更 など

その他希望される場合は、教育文化課学校教育係までご相談ください。

4月

入 学

就学援助制度について

経済的理由等により就学にお困りの方に、学用品費や修学旅行費等、就学費用の一部を援助する制度です。

- 対 象 生活保護世帯及び生活保護に準ずる世帯
- 申請手続 就学している学校での手続きとなります。（申請書は各小・中学校にあります）

※ 就学援助の該当者で放課後児童クラブをご利用の方は、放課後児童クラブの利用料の補助を受けることができます。（P23 参照）

お問い合わせ：教育文化課 学校教育係

■ 大江町立小中学校一覧

学校名	所在地	電話番号
大江町立左沢小学校	大江町大字左沢 816-2	62-3273
大江町立本郷東小学校	大江町大字本郷丙 275-2	62-2821
大江町立大江中学校	大江町大字本郷己 605	62-4155

■ 大江町の通学区域について

学校名	通 学 区 域
左沢小学校	木の沢、1～13 区、藤田、小見、富沢、用、小漆川、市の沢、月が丘、若原、蛭水、みなみ、深沢、伏熊
本郷東小学校	下モ原、あおぞら、山崎、下北山、諏訪原、荻野、堂屋敷、上北山、望山、梨木原、滝の沢、葛沢、軽井沢、原、所部、塩野平、顔好、美郷、三合田、久保、材木、橋上、小鉾、十八才、檜山、月布、貫見、黒森、中の畑、小清、沢口、中沢口、道海、柳川平、田ノ沢、矢引沢、古寺
大江中学校	町 全 域





放課後の安心・安全のために

【 放課後児童クラブ 】

「ただいま!」とクラブへ帰ってくる子どもたちに「おかえり!」と支援員が迎えます。
放課後児童クラブは、留守家庭の子どもたちの家庭の代わりの場です。子供たちが豊かな体験を通し成長できるよう、地域、保護者、学校等が一体となりサポートしています。

- 放課後児童クラブについてのお問い合わせ ○学童 O-KIDS クラブ ☎090-4886-0965
○キラリッ子クラブ ☎85-1874
- 放課後児童クラブ利用料補助についてのお問い合わせ ○健康福祉課 子育て推進係 ☎84-6157

放課後児童クラブ

就労や病気等の理由により昼間に保護者がおらず、放課後や夏休み等の長期休業中に保育を必要とする小学 1～6 年生の児童が、心身ともに健やかに成長出来るように遊びや学習活動を行っています。

左沢小学校区には「学童 O-KIDS クラブ」、本郷東小学校区には「キラリッ子クラブ」があり、元気に活動しています。

クラブ名	学童 O-KIDS クラブ	キラリッ子クラブ
対象児童	左沢小学校に通う 1～6 年生	本郷東小学校に通う 1～6 年生
住 所	藤田 510-1	本郷丙 250-1
電話番号	090-4886-0965	85-1874
開所時間	7:00～19:00（土曜日は 7:00～18:00）	
休 所 日	日曜日・祝日・お盆期間（8/13～8/15）・年末年始期間（12/29～1/3）	
料 金	◎通年利用 （月～金） 1,2,3 年生…月額 9,000 円 4 年生 …月額 7,000 円 5,6 年生 …月額 6,000 円 （土） 1 日利用 …日額 900 円 半日利用 …日額 600 円 （春休み期間） 加算額 3,000 円 （夏休み期間） 加算額 6,000 円 （冬休み期間） 加算額 1,000 円 ◎一時利用 ・ 1 日利用 …日額 1,100 円 ・ 半日利用 …日額 600 円 ◎その他早朝時間、延長時間の料金設定あり 詳細はお問い合わせください。	
入所申込	クラブに申込書を提出	

放課後児童クラブ利用料金補助事業

お問い合わせ

健康福祉課 子育て推進係

放課後児童クラブを継続的に利用する児童のうち、①または②に該当する児童の保護者を対象に利用料の一部を補助します。

● 対 象 者

- ① 生活保護または教育委員会から要保護・準要保護の認定を受けている児童。
- ② 兄弟姉妹で同時に利用している児童（保護者の住民税所得割額の合計が 169,000 円未満の者に限る）。

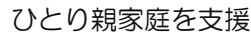
※ 要保護・準要保護児童とは、教育活動費等の就学援助を受けている児童です。

※ 上下水道料や町税等を滞納されている方には支給されません。

● 支援内容

- ① 要保護世帯 …児童 1 人当たり月額 10,000 円（上限）
準要保護世帯 …児童 1 人当たり月額 7,000 円（上限）
- ② 2 人目の利用料 …児童 1 人当たり月額 5,000 円（上限）
3 人目以降の利用料 …児童 1 人当たり月額 10,000 円（上限）





家庭の状況が多様化し、結婚に対する考え方が大きく変化していること等を背景に、ひとり親家庭が年々増加しています。大江町ではそのようなひとり親家庭に対して、子どもを育てながら自立した生活を送れるようサポートする相談先や福祉サービスを提供しています。

- 23

◇ 児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚等により父または母と生計をともにしていない児童の親、あるいは親に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

● 対象者

次の条件のいずれかにあてはまる児童（18歳に達する日の年度末まで、障害時は20歳未満）を監護している父または母や、父母に代わってその児童を養育している方です。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が亡くなった児童
- ・父または母が一定の障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

● 手当額と支給日

【手当額】

（令和6年4月現在）

対象児童数	月額	※ 児童1人の月額に、2人目は10,750円、3人目以降は6,450円が加算されます。
1人	45,500円	※ 左記の額は「全部支給」の場合です。所得によっては「一部支給（児童1人）」（45,490円～10,740円）になることがあります。
2人	56,250円	
3人	62,700円	

【支給日（支給対象月）】

1月11日（11～12月分）	3月11日（1～2月分）
5月11日（3～4月分）	7月11日（5～6月分）
9月11日（7～8月分）	11月11日（9～10月分）

※手当は、申請した翌月分から支給されます。
※支払日が土・日・休日のときは、繰り上げて支給されます。

● 所得の制限

前年の所得が下表の額以上の方は、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の支給が制限されます。

児童扶養手当所得制限限度額表（令和6年10月まで）

扶養親族等の数	請求者（本人）		孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000	1,920,000	2,360,000
1人	870,000	2,300,000	2,740,000
2人	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,630,000	3,060,000	3,500,000
4人以上	1人増えるごとに 380,000円加算	1人増えるごとに 380,000円加算	1人増えるごとに 380,000円加算

（令和6年11月以降）

扶養親族等の数	請求者（本人）		孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000	2,080,000	2,360,000
1人	1,070,000	2,460,000	2,740,000
2人	1,450,000	2,840,000	3,120,000
3人	1,830,000	3,220,000	3,500,000
4人以上	1人増えるごとに 380,000円加算	1人増えるごとに 380,000円加算	1人増えるごとに 380,000円加算

※ 所得制限の適用は、収入額から各種の控除を引いた額で決定します。（控除は各人によって異なります。）

上の表の収入額は、給与収入の場合の目安とお考えください。

● 申請方法 次のものを持参し、健康福祉課子育て推進係で手続きをしてください。

- ① 戸籍謄本（請求者と対象児童の記載されたもの）
- ② ハンコ（スタンプ印不可）
- ③ 請求者名義の銀行通帳（ゆうちょ銀行を除く）
- ④ 個人番号カード等個人番号が確認できる書類
- ⑤ 本人確認書類（運転免許証等の身分証明書）（請求者、対象児童、扶養義務者のもの）
- ⑥ 年金手帳
- ⑦ 所得証明書（④がある場合は省略可能）

※ このほか、申請する方の家庭状況により必要な書類が異なりますので、不明な点は事前窓口でご確認いただいてから申請してください。

医療費の助成

お問い合わせ

税務町民課 国保医療係

◇ ひとり親家庭等医療証

ひとり親家庭等の健康な生活の保持と経済的負担の軽減を目的とした医療制度で、医療機関で支払う自己負担額（保険適用分のみ）を全額助成します。

● 対象者

- ・ 配偶者のいない方で18歳以下の児童を扶養している方と、その方に扶養されている18歳以下の児童
- ・ 父母のいない18歳以下の児童（生死不明・遺棄・重度の障がい者等）
- ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

● 所得制限

- ・ 児童の扶養者の所得税が非課税であること

● 申請方法

次のものを持参し、税務町民課窓口で手続きしてください。

- ① 受給者全員の保険証
- ② 父母が就労していることが確認できるもの（保険証や就労証明書等）

※ 医療機関を受診する際は、必ず保険証と医療証と一緒に医療機関の窓口に提示してください。



大江町のシンボル

町の花

あじさい



町の鳥

ヤマセミ



町の魚

サクラマス



町の木

スギ





すこやかな成長を願って

【 発達の違い、障がい 】

お子さんの成長や発達は、お父さんお母さんにとって一番気になることです。発達のパースはそれぞれ違いますので、育児書どおりにいかないからといってすぐに心配する必要のないことがほとんどですが、それでも不安に思うことがあったら、身近な人や機関に相談してみてください。ひとりで悩みを抱え込まないようにしましょう。

- 福祉サービス・経済的負担の助成についてのお問い合わせ ○健康福祉課 福祉係 ☎62-2285
- 医療費の助成に関するお問い合わせ ○税務市民課 国保医療係 ☎62-2291
- 特別支援学級に関するお問い合わせ ○教育委員会（教育文化課 学校教育係） ☎62-2270

相談・障がい福祉サービス

お問い合わせ 健康福祉課 福祉係

お子さんの発達の遅れや偏りなどでの悩みについて相談を受付けています。相談事業所と連携し、情報の提供・助言、障害福祉サービス（障害児通所支援など）の利用援助等の支援を行います。

（本町で委託している障害児の相談支援事業所の一覧）

相談受付時間 9：00～17：00（月～金）※年末年始・祝日は休み

- | | |
|--------------------|----------------|
| ・基幹相談支援センターかぼちゃ | （寒河江市）☎84-6755 |
| ・サポートハウスかぼちゃ | （寒河江市）☎85-1799 |
| ・サポートセンターういんず | （河北町）☎73-3240 |
| ・山形県西村山地域相談センターさがえ | （寒河江市）☎86-7625 |

経済的負担・医療費の助成

◇ 特別児童扶養手当

お問い合わせ 健康福祉課 子育て推進係

20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を養育している父母、または父母に代わって養育している方に支給されます。

※ 父母のうちどちらか所得の高い方が申請者となります。また児童扶養手当、児童手当、障がい児福祉手当とともに受けられます。

● 手当額（月額） （令和6年4月現在）

- | | |
|--------|---------------|
| 1級（重度） | 1人につき 55,350円 |
| 2級（中度） | 1人につき 36,860円 |

● 支給日

- 4月11日（12月分から3月分）
- 8月11日（4月分から7月分）
- 11月11日（8月分から11月分）

※ 手当は、申請をした月の翌月分から支給されます。

※ 支払日が土・日・休日のときは、繰り上げて支給されます。

● 所得制限

父母もしくは養育者の所得が一定額以上であるときは、手当の支給が停止されます。

また、そのほか同居の家族（父母・祖父母・兄弟等の扶養義務者）の所得についても、限度額が定められています。

- ・1月～6月までに申請する者 → 前々年の所得を適用
- ・7月～12月までに申請する者 → 前年の所得を適用

● 申請方法

下の持ち物を持参のうえ健康福祉課で手続きを行います。

《持ち物》

- ① 戸籍謄本・住民票謄本 各1通
（2ヵ月以内のもの、コピー不可）
- ② 診断書（障がい別に指定の用紙があります。申請月、またはその前月の日付のもの。）
- ③ 申請者名義の銀行通帳
- ④ ハンコ（スタンプ印不可）
- ⑤ 身障手帳または療育手帳（持っている場合のみ。）
- ⑥ 個人番号カードまたは個人番号通知カード
- ⑦ 受給者本人や同居家族が新たに大江町に転入した方は、ほかに所得証明書が必要です。

※ このほか、個別事由による申立書を提出していただく場合があります。



◇ 特別支援教育就学奨励費

お問い合わせ 教育文化課 学校教育係

特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及・奨励を図ることを目的として、学用品費等の就学に必要な経費の一部を補助する制度です。（7月、12月、3月に支給）

手続きは、就学している学校を通して行います。

◇ 重度心身障がい(児)者医療証

お問い合わせ

税務町民課 国保医療係

身体上又は精神上に一定の障がいを持つ方に「重度心身障がい(児)者医療証」を交付しています。医療機関に医療証を提示することで、医療証の自己負担額(保険適用分)を全額または一部助成します。

● 対象者

- ① 身体障がい者手帳 1・2 級
- ② 精神障がい者保健福祉手帳 1 級
- ③ 療育手帳 A
- ④ 障がい年金 1 級
- ⑤ 特別児童扶養手当 1 級

上記のいずれかに該当する方で、町民税所得割額が 23 万 5 千円未満の方に限ります。

● 助成内容

医療機関で支払う自己負担額(保険適用分のみ)について全額もしくは一部を助成します。

※ 入院時の食事代と保険適用外(差額ベッド代、病衣等)は助成の対象になりません。

● 申請方法

税務町民課窓口にて下記の持ち物を持参し、手続きを行ってください。

《持ち物》 ① 保険証 ② ハンコ(スタンプ印不可) ③ 障がいの状況を証明するもの(各種手帳、証書等)

医療証の種別	自己負担額
一部負担金有 (本人および扶養している方の前年の所得に所得税が課税されている)	● 医療費の 1 割(上限あり) ● 入院時の食事代等は自己負担です。
一部負担金無 (本人および扶養している方の前年の所得が非課税である)	● 医療費の自己負担なし ● 入院時の食事代等は自己負担です。

各種手帳の交付について

◇ 身体障がい者手帳

身体に一定の障がいの状態があることを証明するもので、手帳を提示することにより、各種の福祉サービス等を受けることができますようになります。

*** 対象** 視覚、聴覚、平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由(上肢、下肢、体幹等)、心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓等に永続的な障がい認められる方。

*** 申請** 下記の書類を持って、健康福祉課窓口で手続きをしてください。

- ① 申請書(窓口にあります)
- ② 指定医の診断書
- ③ 顔写真(縦 4cm、横 3cm)
- ④ 個人番号カードまたは個人番号通知カード
- ⑤ 本人確認書類(運転免許証等の身分証明書)

◇ 療育手帳

知的に発達の遅れがあることを証明するもので、手帳を提示することにより、各種の福祉サービス等を受けることができますようになります。

*** 申請** 下記の書類を持って、健康福祉課窓口で手続きをしてください。

- ① 申請書(窓口にあります)
- ② 顔写真(縦 4cm、横 3cm)
- ③ 母子手帳
- ④ 個人番号カード(または通知カード)

*** 判定** 申請後に山形県知的障がい者更生相談所(18 歳未満の児童については児童相談所)での判定を受けていただきます。

※申請する前に、状態を聞き取りさせていただきたいので、事前にご連絡ください。

◇ 精神障がい者保健福祉手帳

精神に一定の障がいの状態があることを証明するもので、手帳を提示することにより、各種の福祉サービス等を受けることができますようになります。

*** 申請** 下記の書類を持って、健康福祉課窓口で手続きをしてください。

- ① 申請書(窓口にあります)
- ② 指定医の診断書または障がい年金証書
- ③ 顔写真(縦 4cm、横 3cm) ※希望する場合
- ④ 個人番号カードまたは個人番号通知カード
- ⑤ 本人確認書類(運転免許証等の身分証明書)



お問い合わせ：健康福祉課 福祉係

※ 法律等に基づく用語についても「障がい」と表記しています。



おおきくなった子どもたちへ

【 高校生以上のお子さんへの支援 】

義務教育が終わり、みちがえるほど大きくなったお子さんにおどろく親御さんも多いことと思います。でも親からするとまだまだ危なっかしく、大人と子供の中間の時期です。大人としてすこやかにひとり立ちできるよう、大江町は支援・サポートをおこない親御さんと一緒に子どもに寄り添って見守っていきます。

- かがやく高校生応援給付金について
- ふるさと奨学金について
- 奨学金の返還について

- 健康福祉課 子育て推進係 ☎84-6157
- 教育委員会（教育文化課 学校教育係） ☎62-2270
- 教育委員会（教育文化課 学校教育係） ☎62-2270

経済的負担の助成

◇ かがやく高校生応援給付金

お問い合わせ

健康福祉課 子育て推進係

大江町の高校生の輝かしい将来を願い、町では勉学・スポーツ・資格取得など夢に向かって励む高校生を応援するために給付金を支給します。

● 対象者

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3 年）、専修学校高等課程等に在籍する生徒。

※大江町に在住する保護者・生徒が対象（通学を理由とする寄宿生徒等は保護者の大江町在住要件のみ）。

● 支給額 対象児童 1 人につき 50,000 円／年（1 学年度に 1 回支給・上限 3 回まで）

● 申請方法 ・生徒の在学証明書 ・保護者の通帳 をお持ちのうえ、健康福祉課窓口まで申請してください。

● 申請期間 令和 7 年 2 月 28 日まで

大江町独自の奨学金

◇ ふるさと奨学金

お問い合わせ

教育文化課 学校教育係

高校生・大学生等の修学を支援するため、大江町では独自に無利子で奨学金を貸与しています。

大江町に在住し、奨学生にふさわしい行動・生活全般の態度、学習活動、将来良識ある社会人としての活動が見込める生徒が要件となります。所得要件もありますので詳しくは教育委員会へお問い合わせください。

（募集人数）高校区分：毎年度 3 名ほど 大学区分：毎年度 5 名ほど

（申込時期）毎年 4 月頃

（注意事項）この奨学金は貸与ですので、貸与後は必ず返還が必要です。

未来の大江町の奨学生のためにもご理解のうえ、応募をお願いします。

奨学金の返還支援について

お問い合わせ

教育文化課 学校教育係

山形県と大江町は、奨学金を利用して大学等へ進学し、卒業後に県内の企業等へ就業する方の奨学金の返還を支援しています。詳しくは教育文化課までお問い合わせください。

（募集対象者）県内高校から大学等へ進学した方

（要件等）大学等卒業後、13 か月以内に山形県内に居住、就業し 5 年以上継続する見込みの方。
公務員、医師、看護師等、保育士、介護福祉士は対象外。

（支援金額）26,000 円×奨学金の貸与を受けた月数 4 年制大学の場合、最大 1,248,000 円

（募集の時期）在学中に助成候補者の認定を受けてください。毎年 6 月末頃まで募集しています。



大江町 こども家庭センターが出来ました！



妊娠期から子育て期における子育て支援の総合相談窓口です。相談には、保健師・助産師・保育士等の専門の資格を持った職員もいます。
一人ひとり違う悩みに寄り添い、あなたの子育てをサポートします。



どんなことを相談できるの？



こどもの成長で
心配なことがあるんだけど…

身近に相談できる
人がいなくて…

初めての妊娠…
どんなことに気を付けたら
いいの？

最近子育てで
イライラしがちだけど
誰にも言えない…

子育てのこと
とにかく話を聞いて
ほしい！

子どもと一緒に遊べる
ところを教えてほしい！

近所からいつも
こどもの泣き声が
聞こえてきて心配



妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います！

夫婦の悩み・自分の体と心のこと…

「私の悩みは誰にも分かってもらえない…」 「自分さえ我慢すれば…」
その悩み一人で抱えこまなくても大丈夫。
「自分の悩みなんて大したことない」などと思わず相談してみてくださいね。

大江町こども家庭センター

大江町健康福祉課子育て推進室

☎84-6157

月～金 8:30～17:00

夜間や休日にお子さんが病気になったら

◇ 夜間・休日診療の病院をさがすには・・・

大江町ホームページのメニュー「暮らし・手続き」→「医療」→「医療機関」をクリックすると医療機関がご覧いただけます。 大江町ホームページ <http://www.town.oe.yamagata.jp/>

◇ 夜間にお子さんの具合が悪くなったときは・・・

「山形市休日夜間診療所」「山形市歯科医師会休日救急歯科診療所」等をご利用ください。

◎ 山形市休日夜間診療所（☎023-635-9955）

● 休日の急患は（日曜・祝日・12月31日～1月3日）

診療科目：内科・外科・小児科

受付時間：午前9時～午前11時45分

午後1時30分～午後5時

医師2名（内科・外科 1名）（小児科 1名）

● 夜間の急患は（毎日診療）

診療科目：内科・小児科

受付時間：

（内科）午後7時～午後11時

（小児科）午後7時30分～午後10時30分

医師2名（内科 1名）（小児科 1名）

◎ 山形市歯科医師会休日救急歯科診療所

（☎023-629-9988）

診療日時：日曜・祝日・12月31日～1月3日

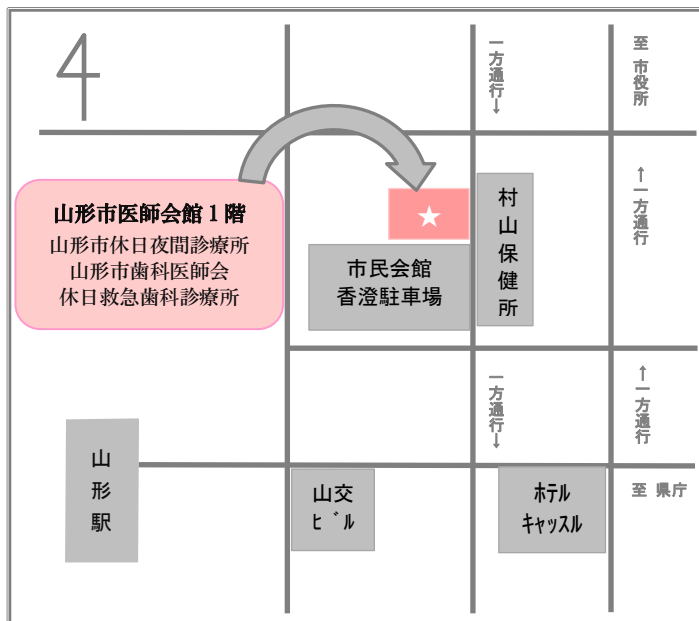
受付時間：午前10時～午後12時

午後1時30分～午後3時30分

住所：山形市香澄町二丁目9-39

山形市医師会館1階

受診希望の方は、まずお電話ください



◇ 夜間の小児救急電話相談について

山形県では、毎日夜18:00～翌朝8:00に小児救急電話相談を行っております。

《電話番号》 プッシュ回線・携帯電話：#8000

ダイヤル回線・IP電話・PHS：☎023-633-0299

おおむね15歳未満の児童に対する発熱・嘔吐や下痢、その他急な病気についての電話相談です。



病児・病後児保育施設の広域利用のご案内

かぜ等の日常かかりやすい病気になった場合、父母が仕事等の都合により家庭で保育が難しい方が利用できます（病気の種類や症状の程度により利用できない場合があります）。

詳細は町（健康福祉課子育て推進係）配布のチラシ、またはこちらから ⇒

病児保育

病気の回復期ではないが症状が安定している児童

病後児保育

病気の回復期にある児童

対象年齢 … 生後6ヶ月～小学校6年生まで

利用料金 … 1日あたり1,000～2,000円程度（施設により異なります）

利用方法 … 広域利用可能な実施施設の自治体（※）または施設にご連絡ください。

利用には事前登録および予約が必要です。

（※）山形市、上山市、天童市、寒河江市、村山市、東根市、尾花沢市、河北町



索

あ 行

預かり教室	18
赤ちゃん訪問	6
あゆみこども園	15
安心子育て支援事業	24
育児・介護休業法	14
育児休業給付金	14
育児支援家庭訪問	6
育児相談	6,11
移住支援制服等購入補助金	20
一時保育	12
1歳6か月児健診	4
ういんず（サポートセンター）	27
延長保育	17
大江町誕生祝すくすくベビー給付費	3,8
大江町妊婦健康診査費用等助成事業	2
大江幼稚園	15
お誕生教室（1歳児歯科健診）	4
おたふくかぜ	5

か 行

かがやく高校生応援給付金	29
学童 O-KIDS クラブ	23
学校給食費支援事業	20
家庭訪問	6
かぼちゃ（機関相談支援センター）	27
9・10か月児健診	4
キラリッククラブ	23
こども医療証	9
子育て支援センター「ぱれっと」	11
子育て短期支援事業	13
子どもインフルエンザ	5

さ 行

寒河江学園	13
3歳児健診	4
産前・産後の休業	14
3・4か月健診	4
児童手当	7
児童扶養手当	25
就学援助制度	21
就学時健康診断	21
重度心身障がい（児）者医療証	28
出産育児一時金	8
出生届	3
小学校	22
小児救急電話相談	31
ショートステイ	13
助産施設	3
私立幼稚園通園バス補助金	19
新生児出生連絡票	3
新生児聴覚検査受検票	2
身体障がい者手帳	28
身体計測	11
すくすくこども相談	6
すこやか保育事業	19
精神障がい者保健福祉手帳	28

引

た 行

多胎児養育支援	8
男女雇用機会均等法	14
中学校	22
通学区域	22
特別支援教育就学奨励費	27
特別児童扶養手当	27
トワイライトステイ	13

な 行

2歳6か月健診	4
にじいろ保育園	15
入学通知書	21
乳児院はやぶさ	13
乳幼児健康診査	4
妊産婦タクシー	2
妊婦健康診査受診票	2
妊婦歯科健康診査受診票	2
妊娠届出書	2
のびのびこども保育料完全無償化補助金	19

は 行

パパ・ママ スクール	3
ひとり親家庭等医療証	26
ひとり親家庭等入学・卒業祝金	24
病児・病後児保育（広域利用）	31
ファミリー・サポート・センター	12
ブックスタート	6
不妊治療費助成	5
ふるさと奨学金	29
保育所	16
保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業	19
放課後児童クラブ	23
放課後児童クラブ利用料金補助事業	23
母子寡婦相談・父子相談	24
母子健康手帳	2
母子生活支援施設	24

ま 行

未熟児訪問指導	10
未熟児養育事業	9

や 行

山形県西村山地域相談センターさがえ	27
山形市休日夜間診療所	31
山形市歯科医師会休日救急歯科診療所	31
養育医療	9
ようこそ赤ちゃん応援ギフトメッセージ事業	6
幼児給食費支援事業	20
幼稚園	18
予防接種	4.5

ら 行

療育手帳	28
労働基準法	14

子育てに関する相談窓口

■ こどもや家庭全般に関する相談

大江町健康福祉課 子育て推進室	こども家庭センター	☎84-6157	電話・来所 月～金 8:30～17:00
--------------------	-----------	----------	----------------------

■ 母子の健康に関する相談

大江町健康福祉課	母子の健康（妊娠、出産、健診、予防接種、子どもの発達・発育等）に関する相談	☎62-2114	月～金 8:30～17:00
小児救急電話相談 （県医療政策課）	おおむね 15 歳未満の児童に関する発熱、嘔吐や下痢、その他急な病気についての電話相談	プッシュ回線・携帯 #8000 ダイヤル回線・IP 電話・PHS ☎023-633-0299	翌朝 毎日 18:00～8:00

■ 女性の健康に関する相談

大江町健康福祉課	保健師や助産師による女性の健康、出産と育児などに関する相談	☎62-2114	月～金 8:30～17:00
----------	-------------------------------	----------	----------------

■ 乳幼児の子育てに関する相談

大江町子育て支援センター「ばれっと」	☎85-0433	電話・来所 火～日 9:30～17:00 （月曜・第2日曜・年末年始は休館）
大江町健康福祉課	☎62-2114	電話・来所 月～金 8:30～17:00

■ 家庭・教育・友人関係等に関する相談

子ども・女性電話相談 （県福祉相談センター）	子どもと家庭及び女性に関する相談	☎023-642-2340	毎日（年末年始除く） 8:30～22:00
ふれあいほっとライン （県教育庁生涯教育・学習振興課）	子育ての悩み・家庭教育に関する相談	☎023-630-2876	月～金 8:30～17:15
山形県ひとり親家庭 応援センター	ひとり親家庭の生活・家計に関する相談	☎023-633-1037	月～金 8:30～17:15 （電話・来所とも）
山形県中央児童相談所	児童養護及び児童虐待に関する相談・通告等	☎023-627-1195	24 時間対応
児童相談所 相談専用ダイヤル	「あの親子、大丈夫かな」と思ったら。子育てに悩んでいるママパパ本人のお悩み相談など。	☎0120-189-783 いちばやく おなやみを	通話料無料・匿名可・ 秘匿情報厳守・地域の 児童相談所対応
子ども家庭支援センター 「チェリー」	子どもの養育や発達・家庭に関することと里親に関する相談	☎0237-84-7111	月～土 9:00～17:00

■ こころ・いのちの相談

こころの健康相談ダイヤル （山形県精神保健福祉センター）	こころの健康相談	☎023-631-7060	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
山形いのちの電話	心の悩み全般に関する相談	☎023-645-4343	毎日 13:00～22:00



子育てガイドブック 令和 6 年 4 月 発行／大江町健康福祉課
〒990-1101 左沢 882-1 TEL(子育て)84-6157
(母子保健)62-2114・(発達支援)62-2285 FAX62-4736

